

矢 財 第 1 8 0 号
令和 8 年 9 月 1 4 日

指名業者 殿

矢掛町上水道
矢掛町長 山 岡 敦
(公 印 省 略)

工事指名競争入札の執行について（通知）

このことについて、貴殿を指名し下記により入札を執行しますから、日時厳守の上、入札書を提出してください。

記

1 開札日時等

(1)工事番号	上下水－020号
(2)工 事 名	上水道事業 上水道施設故障通報装置設置工事(小林水源地)
(3)工事場所	小田郡矢掛町 小林 地内
(4)工 期	令和8年 月 日 から 令和9年3月30日 まで
(5)入札方法	電子入札システムによる
(6)開札日時	令和8年10月1日 (木) 午後1時21分
(7)入札書受付期間	令和8年9月29日 (火) 9時から令和8年9月30日 (水) 17時まで
(8)予定価格	4,580,000円（消費税及び地方消費税の額は含まない。）
(9)閲覧方法	入札情報公開システムにて閲覧
(10)閲覧期日	令和8年10月1日 まで
(11)担 当 課	上下水道課
(12)備 考	この工事は、高落札率入札調査制度の対象工事です。

2 入札保証金

免除

3 契約保証金

次の各号のいずれかの保証（請負代金額の10分の1以上）をふさなければならない。

ただし、請負代金額が500万円未満及び特定建設工事共同体の場合は免除する。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券（利付国債）の提供
- (3) 指定金融機関等又は保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証契約の締結
- (5) 履行保証保険金契約の締結

4 入札無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者の行った入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 入札受付日時から入札受付締切日時までの間以外にされた入札
- (5) 入札書に必要事項が記載されていない入札
- (6) 明らかに不正によると認められる入札
- (7) 入札金額内訳書の添付が必要とされた案件の入札において、入札金額内訳書が入札書に添付されていない入札
- (8) 再度入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公告又は指名通知に明示した無効要件に該当する入札

5 その他

- (1) 落札決定は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とします。入札者は消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の消費税抜きの金額を入札書に記載してください。
- (2) 入札回数について1回とします。不落の場合は原則として指名替えとします。同じ入札金額の場合には、くじ引きにより決定します。
- (3) 最低制限価格を下回った入札者は失格とします。
- (4) 落札者の決定は、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低入札金額をもって行います。
- (5) 入札を希望しない場合には、電子入札システムを通して入札に参加しないことができます。この場合、入札辞退届の入札辞退届は備考欄に辞退理由を入力し、入札書受付期間の終了までに提出してください。なお、入札辞退をしても辞退したことを理由として以後の指名等について不利益の取扱いを受けることはありません。
- (6) 落札した施工予定業者は、下請けに付して工事を施工する場合には、直ちに「下請負届出書」を提出すること。なお、同一入札参加業者への下請（落札業者から他の入札参加者への下請）を極力避けると同時に、不必要な重層下請負を行わないなど、下請負の適正化に努めてください。また、入札が不調となり、改めて入札を執行しなおした場合、不調となった入札に参加した者を下請負人にすることはできません。
- (7) 談合情報が寄せられた場合には、入札を中止することがあります。
- (8) 談合情報が寄せられた場合で入札を執行するときは、誓約書を徴することになりますが、提出されない場合は指名の取り消しを行います。
- (9) 建設業法により、技術者の現場専任が必要な工事については、直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者が必要です。開札日において3ヶ月以上の雇用関係がある技術者を配置できない場合、落札しても契約を締結できません。
- (10) 地球温暖化対策及び執務室の省エネ対策の観点から5月1日から10月31日までクールビズを実施中であり、入札時は軽装（上着・ネクタイの着用は求めない）で構いません。
- (11) 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行に伴い、全ての建設工事の入札について、応札時に内訳書の添付が必要となります。
- (12) この工事は高落札率入札調査制度の対象です。最低入札額が予定価格に95%を乗じた額以上となった場合、全ての応札業者に詳細な内訳書を提出していただき、調査を実施します。調査の結果、不適格と判断された場合、応札額が予定価格以下であっても契約できません。
- (13) 入札者が1者となった場合も入札を有効とします。

入札指示事項（担当課）

- 1 現場代理人または主任技術者は、町に申請して承認を得て常駐するものとする。
- 2 工事の一括下請けは禁止する。
- 3 工事別に一部下請けで他業者に施工させようとする場合は、工事着工10日前に施工業者の名簿を提出し、町の承認を得なければならない。
なお下請け工事の再下請けは認めない。
- 4 材料の使用報告については、当初に必要なものは2週間以内に、また変更後に必要なものはその都度すみやかに、1冊にまとめて提出すること。
- 5 各工種ごとに検査を受けた後、次の工程に入ること。
- 6 工事写真を1部、完成写真2部提出を原則とするが、必要部数については監督員協議のこと。
- 7 工事着手前に、工事区間内の地下埋設物（水道・NTT等）の管理者と立合し、事前に調査すること。
- 8 工事中図面及び工事に質疑が生じた場合は、監督員と協議のうえ施工すること。
- 9 工事期間中、昼間はもちろんのこと夜間においても特に危険防止に留意し、一般通行に支障なきよう万全の措置を講ずること。
- 10 工事現場には必ず、工事内容標識・工事標識・夜間点灯設備・起終点バリケードガードロープ等の安全施設を設置し、危険防止に努めること。
- 11 交通制限が必要な場合は、関係機関へ届出をするとともに、予告看板を設置するなど付近住民にその旨を知らせること。また、一方通行の場合は交通整理を行うこと。
- 12 工事関係車両は、土砂運搬道路の清掃等、交通阻害のなきよう、また住民（特に工事現場付近）に迷惑をかけないように十分留意すること。
- 13 工事関係車両は、路面損傷のなきよう特に留意し、万全の措置を講ずること。
重機械等の通行により舗装路面を損傷した場合、発注者の指示する工法に基き請負者の負担により補修すること。
- 14 工事施工区間にあつて現地確認ができる基準杭（三角点・水準点・トラバー杭境界杭等）は原則として動かしてはならない。やむをえず前記によることができない場合、工事着工前に担当と協議し、控えをとる等の処置を講じて、工事完了後正確に復元すること。復元が不可能な時は、請負者の負担により発注者が復元する。
- 15 工期は必ず厳守すること。（工期内検査）
工事完成届は、契約書記載の工期末日の14日前までに提出すること。